

Press Release

本リリースに関する連絡先

広報担当 榊原優
03 6271 9408
yu.sakakibara@bakermckenzie.com

(本リリースは2020年12月8日、シンガポール・シドニーで発表した[英語版](#)の抄訳です)

「Hyper-Hybridity: アジアにおけるデジタルヘルスの新定義」報告書発行

【2020年12月21日 シンガポール・シドニー発】ベーカーマッケンジーでは、「Hyper-Hybridity (高度ハイブリッド化): アジアにおけるデジタルヘルスの新定義」と題した新たな報告書(英語)を発行しました。

デジタルヘルス市場は世界的に活況を呈しており、2023年までに2,350億米ドル規模に達するとの予測があります。特にアジア太平洋地域では、人口の急増、テクノロジーを利用したヘルスケアサービスに関心の高い中所得者層の増加、さらには医師の不足が、デジタルヘルス分野におけるイノベーション創出を後押しし、さらにはCOVID-19が、将来に向けたデジタルヘルスのソリューションとシステム開発を喫緊の課題として浮き彫りにしました。その結果、従来型ヘルスケア分野は4.7%のマイナス、一方デジタルヘルス分野は12%の成長が予測されています。

新報告書では、アジア太平洋地域におけるデジタルヘルスを取り巻く環境での主要プレーヤー、すなわちヘルスケア・ライフサイエンス企業、テクノロジー企業および金融機関投資家の見解を比較し、横断的に分析しています。750名の担当役員を対象とした本調査では、新しいソリューションの導入やシステムの構築といった市場からの圧力が高まっていることから、各プレーヤーがデジタルヘルスの開発を優先していることが明らかになりました。また、全回答者の74%が、ヘルスケアを取り巻く環境全体での連携が、進展を大幅に加速させる点に同意しているにもかかわらず、ヘルスケア・ライフサイエンス企業の78%は、グローバルテクノロジー企業がヘルスケアサービスの向上よりも商業的な部分を優先していると回答しました。一方、テクノロジー企業の71%は、ヘルスケア企業が新しいソリューションを運用するためのテクノロジーのノウハウを欠いていることが多いと回答しています。

本報告書では、各国政府による複雑かつ厳格な規制や、各グループの利害の不一致が、イノベーション加速の足かせになっているものの、調査対象の投資家が220億米ドルの新たな資金をデジタルヘルス・イノベーションに費やすとしているなど、デジタルヘルス分野が発展する要素は依然大きい点について論じています。また従来中国、韓国、インドおよび日本が中心となっていたアジアのデジタルヘルス市場において、新たにシンガポール等の国々が台頭している点について着目します。

アジア太平洋地域におけるデジタルヘルスの加速には5つの重要な要因があることが本調査で明らかになりました。

- COVID-19から生じた伝統的医療システムと管理における破壊的変革
- デジタルヘルス・テクノロジーの進歩
- 医療システムのコスト圧力
- 景気が悪化する中、医療分野は投資の「安全な避難地」との認識
- 個別化された患者ケアを提供するための要件

ベーカーマッケンジー東京事務所ヘルスケア・ライフサイエンス担当の立石竜資は、「デジタルヘルス分野において革新的な製品・サービスを展開するには、様々なバックグラウンドをもつプレイヤー間の利害の調整・権利の保護、技術革新に対して対応の遅れがちな医療関連規制との調整など、数多くの法律上の検討事項がありますが、デジタル化の動きは、これらの問題に向き合いながらも力強く進められています」と述べました。

- 以上 -

本件における問い合わせ先



立石 竜資

コーポレートM&A、紛争解決グループ所属、東京、カウンセル
03 6271 9705

ryosuke.takeishi@bakermckenzie.com

東京事務所のコーポレート／M&Aグループ、紛争解決グループに所属。当事務所に入所する以前は、住友商事株式会社に勤務。企業法務全般、特に製薬、医療機器業、食品業をはじめとするヘルスケア業界に対する薬事法、食品衛生法、独占禁止法、景品表示法等関連法規に関するコンプライアンス助言や国内・外資系企業に対する贈賄防止等のコンプライアンス体制構築支援を中心に活動。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。70年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp

